特別損失		4	特別利益		17
当期利益金		56,987			
合計		118,174	合計		118,174

㈱　当期利益金56,987百万円は、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第９条第３項の規定により積立金を増額して整理する。

重要な会計方針等

１．信託における収益の認識方法

長期性預金に含まれる包括信託における収益の認識方法は、発生主義によっている。

２．その他の財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

３　経過的長期経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方		金額	貸方		金額
流動資産		6,155	流動負債		2,878
現金・預金	5,022		未払金	2,868	
その他	1,133		その他	10	
			剰余金		3,277
			経過的長期給付積立金	3,277	
資産合計		6,155	負債・純資産合計		6,155

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		178,382	経常収益		178,713
事業費用	176,156		事業収益	178,689	
給付金	176,151		負担金収入	10,834	
その他	5		交付金収入	25	
繰入金	2,225		その他	167,828	
			運用収入	24	
特別損失		1	特別利益		47
当期利益金		377			
合計		178,761	合計		178,761

㈱　当期利益金377百万円は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第143条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第９条第３項の規定により積立金を増額して整理する。

重要な会計方針等

１．その他の財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

４　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方		金額	貸方		金額
流動資産		6,651	流動負債		5,992
現金・預金	6,643		未払金	5,922	
その他	8		その他	70	
固定資産		2,568	固定負債		1,295
有形固定資産	204		引当金	1,295	
無形固定資産	2,363				
投資その他資産	0		剰余金		1,931
			利益剰余金	1,931	
資産合計		9,219	負債・純資産合計		9,219

㈱　有形固定資産の減価償却累計額は、149百万円である。

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		13,333	経常収益		14,714
事業費用	13,333		事業収益	4,124	
			受入金	10,589	
特別損失		0			
当期利益金		1,382	特別利益		2
合計		14,716	合計		14,716

㈱　当期利益金1,382百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第85条第２項において準用する第84条の規定により、利益剰余金として整理する。